

# 雇用保険の手続は

## 電子申請(e-Gov)をご利用ください。

24時間

365日

いつでも手続!

開庁時間を気にすることなく、オフィスのパソコンから、いつでも手続が行えます。

添付書類の省略が可能!

一定の条件を満たす場合は添付書類の省略が可能です。  
※労働局・ハローワークにご確認ください。

# メリット



記入漏れ等のミス防止!

入力チェック機能により、記入漏れや記入誤り等のミスを防ぐことができます。

事務処理時間の節減!

移動時間や待ち時間がなく、申請用紙を入手する必要もありません。

## 《利用の流れ》

### 準備

- ◎ 電子証明書の取得（マイナンバーカードでも手続が出来ます）
- ◎ パソコンの環境設定（インターネット接続環境確認・ブラウザのダウンロード）

### 手続

- ◎ e-Gov（電子政府の総合窓口）www.e-gov.go.jpにアクセス
- ◎ 「電子申請のトップページ」から手続開始

### 入力手順

- ◎ 申請書の作成（申請書画面に必要事項を入力）
- ◎ 添付資料の添付（必要な場合のみ）
- ◎ 申請書の送信（電子署名を付与して送信）
- ◎ 処理状況確認（e-Govホームページで確認できます）

電子申請が可能な主な雇用保険手続

- ・資格取得届
- ・資格喪失届（離職票含む）
- ・転勤届
- ・氏名変更届
- ・事業所各種変更届
- ・高齢者雇用継続給付金
- ・育児休業給付金
- ・介護休業給付金
- など